

る。

- ・ 所属会派は後払いであるが、経理責任者の段階で、不適切なものは支出を断っている。したがって、請求のあった3件についても、問題ないという見解を持っている。
- ・ 政務活動費は個人のものではなく、会派が支給を受けたものである。

(イ) B議員 (F会派)

- ・ 政務活動費に該当するか否かは、経理責任者が毎月判断を行っており、疑問が生じた場合は、市議会事務局の意見を聴いている。
- ・ 自分の政治活動は、有権者と1対1で陳情や要望を受けるというものであり、組織を作って選挙を戦うという必要性は感じなかった。これらの活動は、自分としては後援会活動とは思っていない。

イ 個別の事項に対する会派としての見解

(ア) A議員 (E会派)

- ・ 政務活動は本会議や委員会への出席などの公務以外の議員活動と捉えている。議員の日常の政務活動で一番多いのは市民からの要望である。これを市の関係部署につなぎ、処理していく。
- ・ A議員については、休養期間中も事務所の政務活動を補助する職員が市民からの要望を受け、その報告を受けたA議員が、当該職員に指示を出している。その内容はファイルにまとめられており、きちんと政務活動を行っていたと考えている。(平成27年8～9月分の相談を受け付けた事跡を綴ったA4ファイル1冊が監査委員に提示された。)
- ・ 小倉タイムスの返還に関する記事(甲3号証)については、検討の途中経過のものが掲載されたものであり、会派としては返還しないという結論になった。

(イ) B議員 (F会派)

- ・ 現在の事務所は、「後援会事務所」の看板を設置しているが、平成10年頃の保守系議員の事務所は、ほとんど後援会事務所と呼んでいたと記憶しており、特に疑問を感じないまま、現在に至っている。
- ・ 自分が会長となっている後援会の届出上の住所は自宅であるが、政治活動は〇区〇町の事務所で行っている。
- ・ 光熱水費については、2階は貸しスペースで別メーターとなっているが、1階と3階は同じメーターである。

(ウ) C議員 (E会派)

- ・ 事務所は、C議員の政務調査室と別の事務所の二つの用途に使用されており、按分もされている。(証拠として、政務活動費として支出していない分の領収書が提出された。)

(エ) D議員 (E会派)

- ・ D議員は、熱心に活動しており、来客も非常に多い。その際、駐車場は多ければ多いほどよいが、3台は常識の範囲内と考えている。

ウ 会計帳簿の調製状況

規則第8条に定める会計帳簿を閲覧したところ、適正なものであった。

第7 監査の結果

1 基本的な考え方

政務活動費は、市議会の審議機能の充実を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため、地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として市議会の会派に対し交付するものであり、その交付対象、額や政務活動費を充てることができる経費の範囲等は、条例で定められている。

本市では、北九州市議会が自主的に定めた運用マニュアルが、政務活動費を支出する際の具体的な拠り所となっている。平成27年5月15日の福岡地裁における「政務調査費返還請求住民訴訟事件」の判決においても「本件マニュアルは、法規範性を有するものではないが、市議会の会派のうち5名以上の議員が属する会派で構成する議会改革協議会において、本件使途基準の解釈等についてとりまとめられたものであるから、具体的な支出が本件使途基準に該当するか否かの判断に当たって参考にされるべきものであると解される。」と判示されている。

また、平成21年12月17日最高裁判決では「政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」また、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

なお、先に述べた福岡地裁の判決で引用されている平成25年1月25日の最高裁判決では、政務調査費について「議員として議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活

動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに合致しないものとすべきである。」と判示している。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、会派の自主性、自律性を尊重した上で、条例、規則及び運用マニュアルに照らし、外形的に問題がないか、また、社会通念上逸脱したものではないかなどの観点から、その適合性を判断することとした。

2 監査委員の判断

請求人の主張する、「違法性・不当性ある各会派の平成27年度政務活動費の支出」については、それぞれの経費について、次のとおり判断する。

(1) A議員の政務活動費について

請求人は、市議会議員の職務の中心は、本会議や委員会への出席であり、政務調査活動は、それによって得た知識や情報などを本会議や委員会に反映させてこそ意味がある。本会議や委員会を全て欠席しながら政務活動費を支出することは政務活動費の趣旨に反しており、明らかに不当・違法であると主張している。

政務活動とは、前述（第5の（2）イ）のとおり、政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としての活動等及び費用弁償の対象となる議会活動を除く会派・議員としての活動であり、具体的には「市政の諸問題、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託」をはじめ、「政務活動及び市政についての住民への報告及び広報」、「住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動」、「市政に関する要請及び陳情の活動」なども含まれる。

A議員が政務活動を行っていたかについて、関係人へ聴取したところ、A議員の事務所においては、同議員の指示のもと、政務活動を補助する職員を通じて、平成27年度中も市民からの要望に対応していたとの説明があり、その一部の証左として、同議員の事務所における相談内容等を記録した帳票のファイルが関係人から提示された。

さらに、A議員自身が政務活動を行っていたことは、同議員の住民相談を踏まえた要望に対応した本市の関係課から提出された事跡や同議員が行った執行機関に対する行政事務の照会からも確認できた。

条例においても「住民からの政務活動及び市政に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動」は政務活動として認められており、A議員が長期欠席期間中に政務活動を行っていなかったとは言えない。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には「政務活動を補助する職員の雇用に要する経費」や「政務活動のために必要な

事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

(2) B議員の事務所費について

ア 事務所費（会派控室の電話料を除く。）

請求人は、B議員が政務調査室と主張する場所には、後援会の看板しかなく、そこで政務活動が行われていたという主張は虚偽であり、B議員が政務活動費で支出した事務所費は違法であると主張している。

B議員については、関係人への聴取により、政務調査室とされる事務所が、政治活動の拠点であるとの説明があった。

市議会事務局への聴取では、同事務所を本市との連絡場所として届出されていたことが確認された。

また、同事務所が政務活動を行う事務所としての機能を有しており、継続的な活動が行われていることも確認できた。

したがって、同事務所において政務活動が行われていたと考えられるが、一方では、政務活動以外の活動も行われていたことも否定できない。

「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には、「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、内容としては、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものである。

しかしながら、政務活動やその他の活動が渾然一体となっている場合は、運用マニュアルに従えば、使用実態に応じて経費を按分して支出する必要がある。その際、政務活動とそれ以外の活動が区分できない場合は、経費全体の3分の2に当たる金額が支出できる上限であるため、少なくとも当該事務所に要する経費の3分の2を超える経費は、政務活動費から支出できないと言わざるを得ない。

ただし、当該事務所に要する経費の3分の2を超える経費については、同議員から収支報告書等の修正分が提出され、平成29年2月16日付けで、当該経費に相当する額が返還されたことが確認できた。

したがって、この修正及び返還により、本市のこうむった損害を補填するための措置を講ずる必要はなくなった。

イ 会派控室電話料

請求人は、「会派控室の電話代」を10割政務活動費から支出しているが、添付されている納入通知書によると「私用電話料」と記載されており、当該政務活動費による支出は違法であると主張している。

納入通知書にある「私用電話料」の記載については、その発行元である市の関係課に問い合わせたところ、

- ① 私用とは、市費で支払うもの以外のもに対して用いていたものであり、内容としては、会派控室の電話代のことであること。
- ② 平成28年1月分の納入通知書から「会派控室電話料」に改められたこと。

が確認できた。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には、「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものであり、政務活動費からの支出が可能である。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

(3) C議員の事務所費について

請求人は、支出の半額は、後援会事務所の賃料に該当するから、政務活動費からの支出は認められず、違法な支出であると主張している。

C議員が提出した事務所の賃料の報告書には、「家賃月157,000円の1/2ずつを政務調査室と後援会事務所で負担している」旨の記載があり、関係人への聴取において賃貸借契約書や残りの半額の領収書から、賃料の総額が月額157,000円であると確認できた。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものである。

さらに、運用マニュアルに従って、按分もされていることから、当該経費の政務活動費からの支出は可能である。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

(4) D議員の事務所費について

請求人は、D議員は政務活動来客用駐車場として、3台分を政務活動費から支出しているが、議員の多くは1台分に限っていることから、2台分は不要不急なもので、違法不当な支出であると主張している。

D議員については、駐車場を5台分確保しており、このうち3台分を政務活動用に充てている。

関係人への聴取では、D議員は熱心に活動しているので、来客も非常に

多いとのことであった。

一般的には、複数台での来訪も想定されるため、3台分の駐車場が必要であることも考えられる。

駐車場の台数については、条例や運用マニュアルにおいても台数を制限する規定はない。

また、「政務活動費領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄には「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されており、使途基準に定められた「事務所費」に該当するものであり、当該経費の政務活動費からの支出は可能である。

したがって、当該経費の政務活動費からの支出は、違法・不当な支出とは言えない。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本市の政務活動費については、その制度制定の経緯等を踏まえ、条例や規則、さらには独自の運用マニュアルの策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、今回の監査では政務活動費の支出において、結果として勧告には至らなかったものの、使途基準に反する事例があり、政務活動費の適正な執行においては、改善を要するものがあつた。

また、他の地方公共団体において、政務活動費の不正受給事案が相次いで明らかになるなど、より一層、その使途の適正性や透明性の確保に努める必要が生じている。

各会派においては今回の監査の結果や政務活動費に対する市民の関心の高まりを踏まえ、その使途に疑念を持たれることのないよう、これまで以上に、その運用や執行の適正性の確保に努めるとともに、市議会事務局においても、よりの確な審査に不断の努力をされたい。

請求人の主張に対する説明・意見等

請求の主旨	説明・意見等
<p>第 1 違法性・不当性ある各会派の平成 27 年度政務活動費の支出</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な財務会計上の行為があると認められるときに請求できるものである。</p> <p>そのため、議員による支出行為そのものは直接監査の対象とはならないところ、本件請求における請求人の主張を善解すると、請求人は、本市議会の会派が支出した平成 27 年度の政務活動費の一部が条例に定められた用途以外の用途に充てられているにもかかわらず、市長が当該会派に対し、不当利得の返還請求を怠っていることが違法・不当であると主張しているものと解される。</p> <p>ところで、本市における政務活動費については、法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年北九州市条例第 2 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 13 年北九州市規則第 25 号。以下「規則」という。）が制定されており、政務活動費を充てることができる経費の範囲（用途）は条例第 4 条で定められている（以下、この経費の範囲（用途）を限定する定めを「用途基準」という。）。</p> <p>そして、平成 21 年 12 月 17 日最高裁判決では、「政務調査費は議会の執行機</p>

関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とした上で、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め・・・執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限合致性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。なお、法の改正により、平成25年度から政務調査費から政務活動費に制度が変更されたが、上記趣旨が変更されるものではない。

上記最高裁判決を踏まえると、各会派が支出した政務活動費の用途基準適合性を審査するに当たって、市長や監査委員は、各会派から提出された収支報告書並びに領収書及び支出の事実を証する書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の記載から、用途基準に反することが明らかにうかがえるか否かを外形的に判断するしかなく、これを超えて、実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査をすることは予定されていない。

なお、本市議会では、政務活動費の適正な執行を図るため、「政務活動費使途基準の運用マニュアル」（平成 25 年 3 月 1 日施行。以下「運用マニュアル」という。）を策定している。

これは、本市議会内での自主的な規制であって法規範性を有するものではないが、当時の議会改革協議会が、過去の判例や他都市の運用等を丁寧に調査分析して、法の規定に基づく条例の範囲内でとりまとめたものであるから、運用マニュアルに照らして問題のない支出は、基本的には使途基準にも合致しているものと考えられる。

請求の主旨	説明・意見等
<p>1 長期欠席議員の政務活動費について</p> <p>A議員は、病気を理由に約2年4か月間、本会議や委員会を全て欠席していることが本年1月になってマスコミ各社より報道された(甲1)。これを受けて、北九州市議会には、このような長期欠席の場合に報酬を減額することを協議するための検討委員会が設置されている(甲2)。</p> <p>さらには、A議員の長期欠席に関連して、市議会のE会派が政務活動費の一部(360万円)を返還するとの報道が本年4月11日になされている(甲3)。</p> <p>しかし、今日まで政務活動費の返還はなされていない。市議会議員の職務の中心は、本会議や委員会への出席である。政務調査活動は、それによって得た知識や情報などを本会議や委員会に反映させてこそ意味がある。本会議や委員会を全て欠席しながら政務活動費を支出することは政務活動費の趣旨に反しており、明らかに不当・違法である。</p> <p>また、職務の本分たる本会議や委員会への出席が出来ないような病状においては、政務調査活動が出来ないことも明かである。仮に、同議員が「本会議や委員会は欠席したが、政務調査活動は行ってきた」と主張するなら、本会議・委員会をないがしろにする姿勢と言わざるを得ない。その姿勢自体極めて問題であるが、本会議や委員会に出席できない病状でありながら、どのような政務調査活動を行ったのか証拠と共に詳細な主張を行うべきである。証拠の提出と詳</p>	<p>条例の用途基準では、「人件費」として「政務活動を補助する職員の雇用に要する経費」及び「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出がそれぞれ認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、市政相談所の職員の人件費、来客用駐車場、暖房用灯油代にかかる費用として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の用途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、政務活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務活動費から支出できるとあり、また、自己所有建物を事務所費として使用する場合の要件に従い、賃料は計上せずに、管理経費のみを計上しているから、特に問題はない。</p> <p>確かに同議員は病気療養のため本会議や委員会に出席していなかったが、たとえ市政相談室に常駐できる状況になかったとしても、同議員の指示・監督の下に、政務活動を補助する職員が市政相談室の管理運営等行うことは可能であり、直ちに同議員が政務活動を全くしていなかったとまではいえない。</p> <p>なお、請求人は、「A議員の長期欠席に関連して、市議会のE会派が政務活動費の一部(360万円)を返還するとの報道が本年4月11日になされている」とも主張している。同主張の趣旨は不明であるが、甲3は「政務活動費の一部を返還する見通しである」旨の記事に過ぎず、</p>

細な主張が出来なければ、同議員の政務活動費の支出は全額不当違法と言わざるを得ない。仮に全額が不当違法とまではいえなくとも、E会派が一旦は返還を決めた 360 万円の支出が不当違法であることは明らかである。

実際、同議員の所属会派から市長に対して、そのような決定をしたという連絡はない。

以上のとおり、A議員の支出について、条例の用途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。

請求の主旨	説明・意見等
<p>2 B議員の事務所費について</p> <p>B議員は、事務所費について「政務調査室と後援会事務所(資金管理団体)は別の場所にある。政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている為、100%を計上」(甲10)として、以下の費用を政務活動費から全額支出している。(甲11)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事務所駐車場借上費 (2) 固定電話料金 (3) 事務所清掃用具等の使用料(ダスキン) (4) 事業系ごみ専用袋代 (5) 電気料金 (6) ガス料金 (7) NHK放送受信料 (8) コピー機リース代 (9) コピー機使用料 (10) 電話機リース料 (11) 事務用品 (12) 事務所用品 (13) 個事務所暖房用灯油代 (14) 上下水道料金 <p>しかしながら、B議員が政務調査室と主張する〇区〇町の事務所は、「後援会事務所」という看板は複数掲げられているが、「政務調査室」という看板は見あたらない(甲4)。この点は、インターネット上でも同じであり、「B後援会事務所」で検索すると、〇区〇町の事務所が後援会事務所として出てくるが(甲5)、「B務調査室」で検索しても何も出てこない(甲6)。</p>	<p>条例の用途基準では、「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、政務調査室の管理経費として政務活動費を支出しており、「政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている」との記載があるから、当該支出は条例の用途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルに照らしても、自己所有建物を事務所費として使用する場合は要件に従い、賃料は計上せずに、光熱費等の管理経費のみを計上しているから、特に問題はない。</p> <p>なお、請求人は、同議員の事務所に「政務調査室」という看板がないことや、インターネット上に「B政務調査室」との記載がないことを理由に、当該事務所で政務活動は行われていないと主張しているが、看板等がなくても政務活動をすることは可能であるから、請求人の主張によっても、直ちに同議員が政務調査室で政務活動を行っていないとまではいえない。</p> <p>また、納入通知書の「私用電話料」とは、「会派控室の電話代」であり、市の財務会計上の区別(「公用」又は「公用以外(私用)」)にすぎないから、「私用電話料」という表記をもって政務活動に当たらないとはいえない。</p> <p>以上のとおり、B議員の事務所費847,403円の支出について、条例の用途</p>

以上の次第であり、B議員が主張する「政務調査室と後援会事務所(資金管理団体)は別の場所にある。政務調査室では、調査研究活動とその他の議員活動をしている」という主張は虚偽である。看板の掲示状態やインターネットの検索結果からすれば、〇区〇町の事務所は後援会事務所そのものであり、同事務所の維持管理にかかる費用に政務活動費を支出することは明確に違法である。

また、B議員は、事務所費として「会派控室の電話代」を10割政務活動費から支出しているが、添付されている納入通知書によると「私用電話料」となっており(甲12)、政務活動費の支出が許される通話料ではない。以上の次第であり、B議員の支出した事務所費84万7403円(甲7)は違法支出である。

基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。

請求の主旨	説明・意見等
<p>3 C議員の事務所費について</p> <p>C議員は後援会事務所としても利用している事務所の賃料として、毎月7万8500円を政務活動費から支出しているが、開示している領収書の金額も7万8500円であり、いわゆる按分率の計算を行っていない(甲13)。</p> <p>後援会事務所の賃料として政務活動費を支出することが許されないことは明らかである。そして、同一の事務所で後援会活動を行っているのであれば、7万8500円の支出の半額に相当する3万9250円については、後援会事務所の賃料に該当するから、その12ヶ月分である47万1000円が違法支出となる。</p>	<p>条例の使途基準では、「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、政務活動のために必要な事務所の賃料として政務活動費を支出しているから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでは、事務所が「政務活動以外にも利用されている場合は、使用実態に応じて経費を按分して支出する必要がある」とされているところ、収支報告書等には、政務調査室の家賃78,500円の領収書が添付され、「家賃月157,000円の1/2ずつを政務調査室と後援会事務所で負担している」旨の記載があり、適切に按分がなされていると認められ、運用マニュアルに照らしても特に問題はない。</p> <p>なお、条例第6条第1項は、政務活動費からの支出に係る領収書の写しの添付を義務付けているが、政務活動費以外からの支出に係る書類の添付は義務付けていないから、後援会事務所において負担している賃料にかかる領収書の写しを添付していないことにも問題はない。</p> <p>以上のとおり、C議員の事務所費の支出について、条例の使途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>4 D議員の事務所費について</p> <p>D議員は「駐車場は5台分あるが、3台分を政務活動来客用駐車場に充てている」(甲8)として、来客用駐車場3台分の駐車料金2万2000円を毎月政務活動費から支出している。しかし、来客用の駐車場が常時3台分も必要とは到底考えられない。</p> <p>議員の多くは駐車場代を政務活動費から支出する場合も、1台分に限っており、D議員の3台分の駐車料金支出のうち2台分は不要不急なもので、違法不当な支出である。</p> <p>よって、2万2000円×12ヶ月×2/3=17万6000円は違法支出である。</p>	<p>条例の使途基準では、「事務所費」として「政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」の支出が認められているところ、当該会派から提出された収支報告書等の記載によれば、「駐車場は5台分あるが、3台分を政務活動来客用駐車場に充てている」(甲8)とされ、3台分の月額22,000円のみを政務活動費から支出しているから、当該支出は条例の使途基準に合致している。</p> <p>また、運用マニュアルでも、駐車場代について、「政務活動のために必要なものである場合は、事務所費として政務活動費から支出できる。なお、政務活動以外にも利用されている場合は、使用実態に応じて支出する必要がある。」とされており、駐車場の台数の上限は定められていないから、運用マニュアルに照らしても特に問題はない。</p> <p>以上のとおり、D議員の駐車場代の支出について、条例の使途基準に反することが「明らかにうかがわれる」とは認められないから、市長が同議員の所属会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はない。</p>

請求の主旨	説明・意見等
<p>第2 北九州市の損害</p> <p>北九州市議会における政務活動費の交付に関する条例第7条によると、その年度において政務活動費に残余があるときは、市に返還されることとなっている。</p> <p>第1項でのべたような違法不当な政務活動費の支出により、本来、市に返還されるべき平成27年度政務活動費の残余额が、少なくとも509万4403円(360万円+84万7403円+47万1000円+17万6000円)減少しており、これだけの損害が市に発生している。</p> <p>よって、監査委員は、前述の支出について、違法・不当な点がないか監査を行うべきである。そして、監査により違法不当な点が明らかとなった場合は、北九州市長に対して、違法・不当な支出の全額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。</p> <p>なお、青森地方裁判所の平成18年10月20日付判決(平成17年(行ウ)4号,甲9)は、判決書12頁において、「議員が政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、これを補足する具体的な説明も行わない場合には、…これを正当な政務活動費の支出であると認めることはできない」と判示している。監査委員においては、この判決の趣旨に則って監査を行うべきである。</p> <p>地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。</p>	<p>以上のとおり、請求人が条例の使途基準に反すると主張する政務活動費の支出は、いずれも法に基づく条例、規則はもちろん、運用マニュアルの規定にも従って適正に支出されたものであり、条例の使途基準に反することが「明らかにかがわれる」とは認められないから、市長が各会派に対して不当利得の返還請求をしないことに何ら違法・不当はなく、請求人の主張にはいずれも理由がない。</p>